ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

平成２５年４月２４日
【照会先】
年金局 事業管理課
課長補佐　尾山　將　（内線 3661）
（直通電話）03(3595)2811
年金局 事業企画課調査室
室長補佐　楠田　裕子（内線 3582）
（直通電話）03(3595)2794
（代表電話）03(5253)1111

日本年金機構　国民年金部
部　　長　町田　浩
（直通電話）03(6892)0763

報道関係者　各位

平成 25 年 2 月末現在　国民年金保険料の納付率

厚生労働省では、このほど、平成 25 年 2 月末現在の国民年金保険料の納付率を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去２年分を集計した「平成 22 年度分の納付率」、「平成 23 年度分の納付率」と、平成 24 年 4 月分から平成 25 年 1 月分までの保険料のうち、平成 25 年 2 月末までに納付された月数を集計した「現年度分の納付率」をまとめています。

○ 平成 22 年度分（過年度 2 年目）の納付率（注１）は、64.4%
（22 年度末から＋5.1 ポイント）
※平成 24 年度末時点の目標は、22 年度末から＋5.5 ポイント（注３）

○ 平成 23 年度分（過年度 1 年目）の納付率（注２）は、62.2%
（23 年度末から＋3.5 ポイント）
※平成 24 年度末時点の目標は、23 年度末から＋4.0 ポイント（注３）

○ 平成 24 年 4 月～平成 25 年 1 月分（現年度分）の納付率は、57.7%
（対前年同期比＋0.1%）
※平成 24 年度末時点の目標は、60.0%（注３）

（注１）平成 22 年度分（過年度 2 年目）の納付率：平成 22 年４月分～平成 23 年３月分の保険料のうち、平成 25 年 2 月末までに納付された月数の割合。
（注２）平成 23 年度分（過年度 1 年目）の納付率：平成 23 年４月分～平成 24 年３月分の保険料のうち、平成 25 年 2 月末までに納付された月数の割合。
（注３）数値目標は、いずれも日本年金機構平成 24 年度計画による。
（注４）数値は、それぞれ四捨五入しているため、下一桁の計算が合わない場合がある。

平成２５年４月２４日

国民年金保険料の納付率について

（平成２５年２月末現在）

○　平成２２年度分（過年度２年目）の納付率は、６４．４％

（２２年度末から５．１ポイントの伸び）

	22 年度末現在	→	23 年度末現在	→	12 月末現在	1 月末現在	２月末現在	22 年度末現在からの伸び
22 年度分	59.3%		62.2%		64.1%	64.2%	64.4%	＋5.1%

○　平成２３年度分（過年度１年目）の納付率は、６２．２％

（２３年度末から３．５ポイントの伸び）

	23 年度末現在	→	12 月末現在	1 月末現在	2 月末現在	23 年度末現在からの伸び
23 年度分	58.6%		61.8%	62.0%	62.2%	＋3.5%

○　平成２４年４月～平成２５年１月分（現年度分）の納付率は、５７．７％

（対前年同期比＋０．１％）

	納付月数（４月～1 月分）	納付対象月数（４月～1 月分）	納付率
２５年２月末現在（対前年同期）	７，４５８万月（△４．５％）	１２，９３３万月（△４．６％）	５７．７％（＋０．１％）
２４年２月末現在	７，８０８万月	１３，５６４万月	５７．６％

（参考）強制徴収の実施状況

	最終催告状	督促状	財産差押
25 年 2 月分	336 件	4,843 件	912 件
累計(24 年 4 月～25 年 2 月)	67,622 件	31,213 件	5,221 件

※最終催告状…前年所得等を基に選定した強制徴収の対象者に対し、納付書とともに送付する催告文書。記載した指定期限までに納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分（財産差押え）を開始することを明記している。

※督促状……最終催告状送付後、指定期限までに納付されない者に対し納付を督促する文書（国税通則法）。督促状の指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか、滞納者だけでなく連帯納付義務者（滞納者の世帯主や配偶者）の財産差押えが実施される。（国税徴収法）

都道府県別納付状況

平成25年2月末現在

（単位：%）

都道府県	現年度分		平成２２年度分（過年度２年目）		平成２３年度分（過年度１年目）	
	納付率	納付率伸び（対前年同期）	納付率	22年度末からの伸び	納付率	23年度末からの伸び
全　国	**57.7**	**+0.1**	**64.4**	**+5.1**	**62.2**	**+3.5**
北海道	57.5	+0.7	63.6	+5.4	62.0	+4.0
青　森	56.2	+0.7	61.8	+5.1	60.3	+3.5
岩　手	65.4	+2.0	71.7	+6.2	69.8	+4.6
宮　城	56.7	+1.6	64.3	+7.4	62.8	+5.7
秋　田	67.1	+0.6	73.2	+4.9	71.6	+3.9
山　形	68.5	+0.3	74.7	+5.3	72.8	+3.6
福　島	59.8	+3.1	65.0	+6.6	64.9	+5.9
茨　城	55.2	△0.2	61.5	+4.9	59.3	+3.1
栃　木	55.8	+0.4	62.0	+4.8	59.5	+3.4
群　馬	60.8	△0.1	67.4	+4.5	65.3	+3.4
埼　玉	54.6	△0.4	62.0	+5.5	59.3	+3.6
千　葉	55.8	△0.4	63.2	+5.1	60.4	+3.4
東　京	54.0	△0.3	61.5	+5.3	58.5	+3.4
神奈川	56.3	△0.1	63.7	+4.7	60.7	+3.2
新　潟	70.3	+0.6	75.3	+4.5	74.0	+3.3
富　山	68.8	+0.7	74.1	+4.7	72.3	+3.2
石　川	68.1	+0.4	73.1	+4.4	71.6	+3.0
福　井	68.7	+0.1	74.5	+4.2	73.0	+3.2
山　梨	63.3	△0.3	69.7	+3.9	67.5	+3.1
長　野	66.4	△0.2	73.5	+4.8	71.2	+3.7
岐　阜	66.9	+0.2	72.1	+4.2	70.5	+2.9
静　岡	62.2	+0.0	68.6	+5.2	66.4	+3.4
愛　知	61.6	+0.7	67.1	+4.8	65.4	+3.4
三　重	65.7	+1.2	70.2	+4.5	68.8	+3.1
滋　賀	64.2	+0.2	70.4	+4.6	68.3	+3.0
京　都	59.1	+0.3	66.2	+5.1	63.8	+3.7
大　阪	48.3	△0.2	55.5	+5.0	53.0	+3.3
兵　庫	56.2	△0.1	63.1	+5.0	60.9	+3.6
奈　良	60.8	△0.5	67.6	+4.7	65.6	+3.2
和歌山	66.9	+0.5	71.6	+4.0	70.3	+3.1
鳥　取	62.9	△0.2	69.3	+5.0	67.6	+3.0
島　根	70.5	+0.3	76.0	+5.1	74.7	+3.3
岡　山	61.6	+0.1	68.0	+6.0	66.6	+3.5
広　島	62.7	+0.3	69.0	+5.4	67.3	+3.6
山　口	64.5	+0.0	70.5	+5.0	68.8	+3.1
徳　島	61.3	+0.4	66.5	+4.5	65.3	+2.9
香　川	63.3	△0.6	69.8	+3.9	67.7	+2.8
愛　媛	65.0	+0.5	70.4	+4.2	68.7	+2.9
高　知	60.5	+0.1	66.8	+5.2	65.1	+3.3
福　岡	54.2	+0.6	60.5	+4.7	58.8	+3.9
佐　賀	61.4	+0.4	67.6	+5.1	65.9	+3.8
長　崎	54.5	+0.4	60.7	+4.9	58.6	+3.4
熊　本	59.6	+0.2	65.5	+5.1	63.9	+3.6
大　分	58.4	△0.3	65.5	+3.9	63.1	+2.6
宮　崎	57.9	+0.2	63.9	+4.8	62.4	+3.7
鹿児島	55.9	+0.0	62.0	+5.0	60.9	+3.7
沖　縄	36.7	△0.1	44.3	+6.5	42.1	+4.0

（参考資料1）

現年度分の納付率の推移

（単位：%）

	24年度 （実績）	23年度 （実績）
5月末現在（4月分）	50.6	51.3
6月末現在（4月～5月分）	52.8	53.9
7月末現在（4月～6月分）	54.6	55.2
8月末現在（4月～7月分）	54.2	55.0
9月末現在（4月～8月分）	54.4	55.3
10月末現在（4月～9月分）	55.3	56.0
11月末現在（4月～10月分）	55.8	56.5
12月末現在（4月～11月分）	56.7	56.9
1月末現在（4月～12月分）	57.1	57.2
2月末現在（4月～1月分）	57.7	57.6
3月末現在（4月～2月分）		58.0
4月末現在（4月～3月分）		58.6

（参考資料2）

都道府県別全額免除割合

平成25年2月末現在

（単位：%）

	現年度					前年同期	前年度末	対前年同期
	法定免除割合	申請全額割合	学特割合	若年割合	全額免除割合	全額免除割合	全額免除割合	増減幅
全　国	**7.3**	**12.7**	**9.1**	**2.2**	**31.3**	**29.6**	**30.4**	**1.6**
北海道	11.7	16.3	8.1	2.5	38.6	37.2	38.3	1.4
青　森	9.3	20.0	6.4	2.2	37.9	36.5	37.3	1.5
岩　手	9.4	15.0	6.9	2.1	33.4	31.4	32.4	2.0
宮　城	6.8	13.1	8.7	2.2	30.8	30.7	32.6	0.1
秋　田	9.4	16.5	8.1	2.3	36.3	34.6	35.5	1.7
山　形	7.7	12.0	8.7	2.1	30.4	29.3	29.9	1.1
福　島	7.3	17.4	8.0	2.3	35.2	33.5	34.8	1.7
茨　城	5.2	11.8	8.5	2.0	27.5	26.2	26.8	1.3
栃　木	6.4	10.7	8.4	2.2	27.7	25.6	26.0	2.0
群　馬	5.7	11.0	8.6	2.0	27.3	25.9	26.5	1.4
埼　玉	5.3	8.3	9.3	2.2	25.1	23.7	24.2	1.4
千　葉	5.6	7.9	9.1	2.0	24.6	23.2	23.8	1.3
東　京	5.5	7.5	8.6	1.7	23.4	21.9	22.4	1.5
神奈川	6.3	7.4	9.1	2.0	24.9	22.8	23.8	2.1
新　潟	8.4	10.7	9.8	2.6	31.6	29.7	30.4	1.8
富　山	7.0	8.1	10.2	1.7	27.0	25.2	25.4	1.8
石　川	6.8	10.7	11.8	2.3	31.5	29.4	29.9	2.1
福　井	6.7	10.9	9.9	2.6	30.0	28.5	29.1	1.5
山　梨	6.0	11.5	10.5	2.3	30.2	28.6	29.1	1.6
長　野	7.0	10.3	8.4	2.0	27.6	26.3	26.9	1.3
岐　阜	5.6	10.3	9.1	1.9	27.0	24.8	25.5	2.2
静　岡	6.2	8.7	8.8	1.9	25.6	24.2	24.5	1.5
愛　知	5.7	10.2	8.5	2.1	26.5	24.3	24.9	2.2
三　重	7.2	10.7	8.7	2.1	28.7	26.2	26.7	2.5
滋　賀	6.1	11.3	11.6	2.6	31.6	29.7	30.3	1.9
京　都	8.0	15.4	11.1	2.3	36.8	35.3	36.0	1.5
大　阪	8.2	16.4	8.6	2.5	35.8	34.1	35.0	1.6
兵　庫	7.6	14.3	11.1	2.3	35.3	33.7	34.2	1.6
奈　良	6.6	15.4	11.3	2.5	35.9	34.3	35.3	1.5
和歌山	7.1	19.7	8.9	2.8	38.5	36.8	37.3	1.7
鳥　取	9.3	15.9	9.9	2.5	37.5	36.2	37.2	1.3
島　根	10.4	12.4	11.0	2.2	36.1	34.9	35.2	1.2
岡　山	8.5	14.5	10.5	2.5	36.0	34.8	35.7	1.2
広　島	8.9	12.3	10.5	2.3	34.1	32.3	33.1	1.8
山　口	8.9	15.2	9.5	2.5	36.1	34.6	35.0	1.5
徳　島	9.6	18.2	10.4	2.3	40.5	38.2	39.1	2.3
香　川	7.5	13.9	9.9	2.0	33.3	31.5	32.2	1.8
愛　媛	9.5	19.6	9.2	2.5	40.8	38.4	39.1	2.4
高　知	11.0	18.3	8.6	2.5	40.4	38.8	39.4	1.6
福　岡	9.4	18.7	10.4	2.8	41.3	39.3	40.1	2.0
佐　賀	7.7	16.6	9.7	2.7	36.7	34.8	35.3	1.9
長　崎	10.5	17.2	8.2	2.1	38.1	36.2	37.0	1.9
熊　本	8.5	18.2	8.6	2.7	38.0	35.5	36.2	2.5
大　分	9.6	18.2	10.2	3.2	41.2	39.2	40.1	2.0
宮　崎	9.1	21.1	8.2	2.7	41.1	39.1	39.7	2.0
鹿児島	11.0	20.6	7.9	2.6	42.2	40.7	41.3	1.6
沖　縄	8.0	31.5	6.6	2.8	48.9	48.0	49.3	0.9

注）

$$\text{全額免除割合} = \frac{\text{法定免除者数＋申請全額免除者数＋学生納付特例者数＋若年者納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）}}$$

（参考資料３）

納付率の定義

平成２２年度分（過年度２年目）の納付率

$$\text{平成２２年度分の納付率（\%）（平成22年4月～平成23年3月分）} = \frac{\left(\text{平成２５年２月末現在の平成２２年度分の納付月数}\right)}{\left(\text{平成２５年２月末現在の平成２２年度分の納付対象月数}\right)} \times 100$$

平成２３年度分（過年度１年目）の納付率

$$\text{平成２３年度分の納付率（\%）（平成23年4月～平成24年3月分）} = \frac{\left(\text{平成２５年２月末現在の平成２３年度分の納付月数}\right)}{\left(\text{平成２５年２月末現在の平成２３年度分の納付対象月数}\right)} \times 100$$

平成２４年４月～平成２５年１月分（現年度分）の納付率

$$\text{現年度分の納付率（\%）（平成24年4月～平成25年1月分）} = \frac{\left(\text{平成２５年２月末現在の平成２４年度分の納付月数（納付期限到来分に限る※）}\right)}{\left(\text{平成２５年２月末現在の平成２４年度分の納付対象月数（納付期限到来分に限る※）}\right)} \times 100$$

※　保険料の納付期限：当該月の翌月末日
（平成２５年１月分保険料の場合、納付期限は平成２５年２月末日）